

令和2年4月10日

運輸安全報告書
(運輸安全マネジメントに関する取り組みについて)

有限会社白井中央交通

当社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、輸送の安全に関する諸々の取り組みを行っていきます。

この度、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全に関する令和元年度の実績及び令和2年度の計画について、次のとおり情報を公表し、引き続き全役員及び全社員一丸となって取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

当社における輸送の安全に関する基本的な方針は次のとおりです。

- (1) 代表取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。
また、事業所における安全に関する声に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 当社は、輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Action）」を実施し、輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、営業所内に掲示して公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

当社では、輸送の安全目標として、年度毎に事故減件目標（年間の事故発生件数の上限）を設定し、目標達成に努めています。令和元年度減件目標につきましては、3件の目標に対し2件の結果となり、目標を達成しました。

令和元年度の達成状況及び令和2年度の目標は次のとおりです。

令和元年度の目標及び実績（単位：件）

・有責人身事故	0件	・	・	・	・	実績	0件
・対静止物 物損事故	3件	・	・	・	・	実績	2件
・健康起因事故	0件	・	・	・	・	実績	0件

令和2年度の目標

・有責人身事故	0件
・対静止物 物損事故	1件
・健康起因事故	0件

3. 事故に関する統計

令和元年度中、当社における自動車事故報告規則第2条に該当する事故はございませんでした。

なお、当社では、年頭に定めたその年の「安全方針及び安全目標（別紙2のとおり）」を乗務員の出庫前点呼で確認させて事故を発生させないよう、社員一人ひとりが意識を高め、同規則に該当する事故0件を目標として、一丸となって事故防止に取り組んで参ります。

4. 安全管理規程

当社では「輸送の安全性向上」を図るべく、安全管理規程を定めております。

（安全管理規程の主な内容）

- ・輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- ・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
- ・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法
- ・安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

※別途ホームページに掲載しております

5. 輸送に関する教育及び研修計画及び実施状況

当社では、輸送の安全に関する目標を達成するため、定期的に開催している乗務員実務教育において、取締役と統括運行管理者から乗務員への安全・接遇に関する講義を実施しております。

【乗務員実務研修の内容】

- ・事業用自動車の安全運転に関する基本的事項
- ・事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ・交通事故を防止するために留意すべき事項
- ・危険予測及び回避

【乗務員実務研修】

- ・令和元年度は延べ213名の乗務員が受講致しました。

また、当社では在籍している全乗務員に対して、独立行政法人自動車事故対策機構が実施している適性診断を受診させております。

適性、適齢診断（既存の乗務員に対して実施） · · · · 12名

（初任診断4名、適齢診断7名、一般診断1名）

なお、令和2年度も引き続き、該当する乗務員に受診させて参ります。

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

◎令和元年度に講じた措置

- ・常時録画されたドライブレコーダーの映像を使用して、乗務員の運転技能の向上を図りました。
- ・ヒヤリ・ハット情報をもとにドライブレコーダーの映像を確認・利用して乗務員教育に活用しました。
- ・事故発生時の原因分析及び再発防止を図りました。
- ・管理者は、日常点検の結果や整備事業者の整備状況の報告をもとに、早期の異状発見、事前整備、

消耗品の交換など車両の予防整備に努めました。

◎令和2年度に講じようとする措置

- ・乗務員に通常の健康診断のほか、睡眠時無呼吸症候群の検査を実施いたします。
- ・令和元年度に講じた措置を引き続き講じます。
- ・安全意識向上に向けたスローガンの策定
『 安全意識を高めよう 交通ルールを守ろう 安全確認 さあ今日も確認 』を点呼での唱和、営業所内での掲示等により浸透を図っております。

7. その他安全に関する取組み

全乗務員を対象に、運転時に危険と感じた事例を報告する「ヒヤリ・ハット」情報を集め、上記の研修時等で情報の共有化に取り組んでおります。

また、独立行政法人 自動車事故対策機構制作の危険予知トレーニング（KYT）とDVDを活用し、数人でヒヤリハットについて意見交換し、情報共有することにより事故防止に役立てております。

8. 輸送の安全に係る内部監査

令和2年3月、「安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト」をもとに点検し、問題の無いことを確認致しました。

9. 輸送の安全に係る情報の伝達体制・組織図

別紙1のとおり

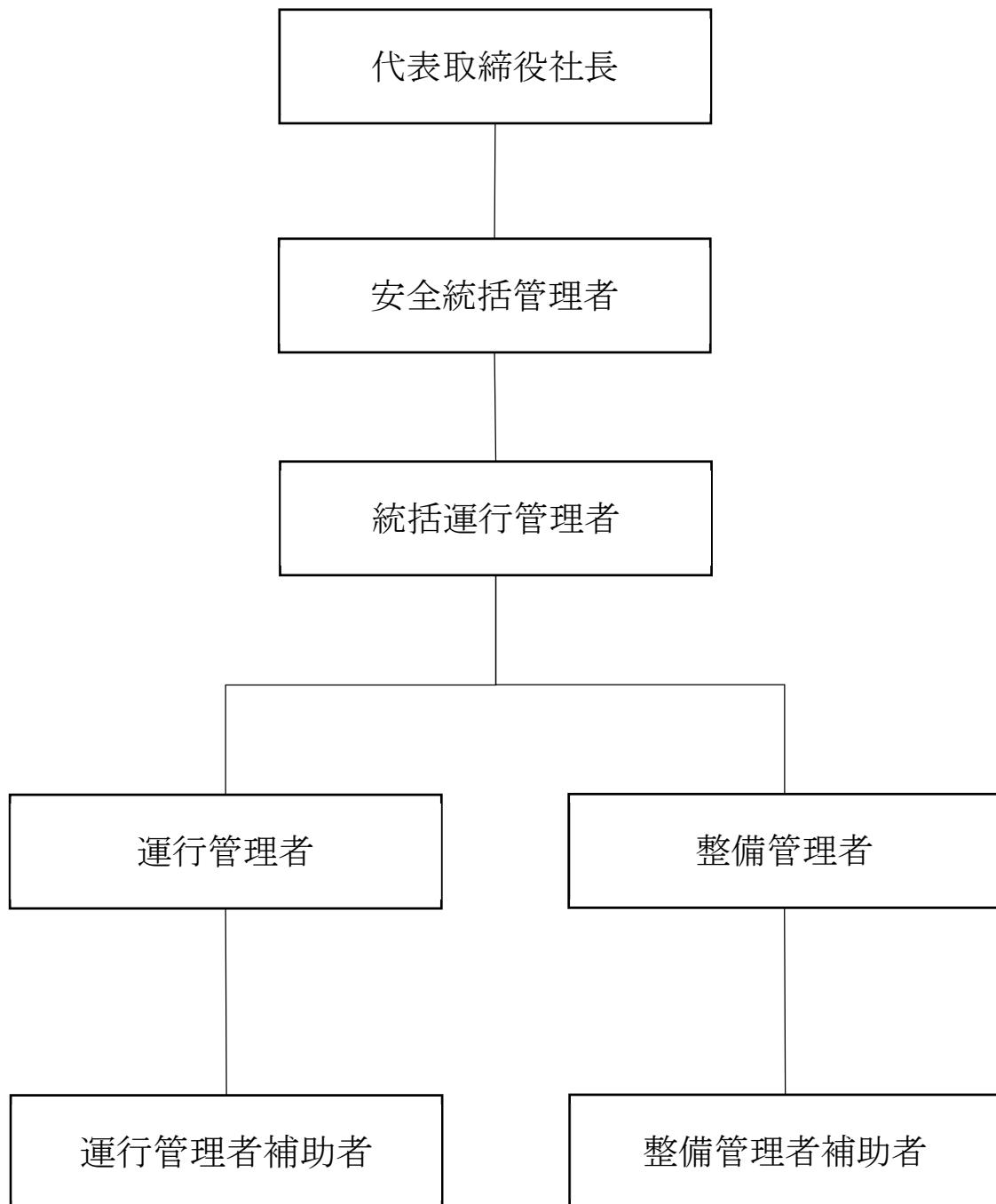
10. 運行管理者及び整備管理者に関する情報（2020年4月13日）

運行管理者	4名	補助者	3名
整備管理者	2名	補助者	1名

11. 安全統括管理者

有限会社白井中央交通 秋元 信吾

有限会社白井中央交通の安全に関する組織図



【別紙2】

令和2年度の安全方針及び安全目標

安全方針

- ・役員・従業員が「安全最優先の厳守」の意識の徹底を図る
- ・役員・従業員が安全対策を実施して結果を見直す
- ・さらに安全性の高い旅客自動車運送会社を指して変革する
- ・お客様への「安全・安心」を確実なものとする。

安全目標

- ・「重大事故・人身事故」 ゼロの継続

令和元年度も「重大事故・人身事故」の発生はゼロでしたが、今年も ゼロの継続 を目指し、「輸送の安全」 の確保に取り組みます。